

## 第 96 回

# 定時株主総会 招集ご通知

### ■ 開催日時

平成28年6月24日(金曜日) 午前10時

### ■ 開催場所

東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所 2階 東証ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### ■ 議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、  
郵送またはインターネット等により、  
平成28年6月23日(木曜日)午後5時までに  
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## ■ 目次

■ 第96回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	10
■ 連結貸借対照表	36
■ 連結損益計算書	37
■ 貸借対照表	38
■ 損益計算書	39
■ 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	40
■ 会計監査人監査報告書謄本	41
■ 監査役会監査報告書謄本	42
■ 株主総会会場ご案内図	

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号  
**平和不動産株式会社**  
代表取締役社長 岩熊博之

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございます。当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

お手数ながら5頁から9頁までの「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）営業時間終了時（午後5時）までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による方法】

同封の議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」と「パスワード」により議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、平成28年6月23日（木曜日）営業時間終了時（午後5時）までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所 2階 東証ホール

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第96期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の第96期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役2名選任の件  
**第3号議案** 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、切取線で切り離さずに会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および定款第16条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.heiwa-net.co.jp/>）に掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.heiwa-net.co.jp/>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.heiwa-net.co.jp/>）に掲載いたしました。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会へのご出席による議決権行使



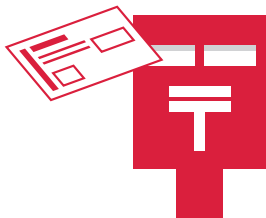
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

平成28年6月24日(金)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

行使期限

平成28年6月23日(木)  
午後5時到着分まで

### 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月23日(木)  
午後5時受付分まで

詳細は4頁をご参照ください。

## インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等によりご行使される場合は、下記の事項をご了承の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 1. インターネットによる議決権行使について

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。  
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



<http://www.e-sokai.jp>

- ② インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。  
「議決権行使コード」と「パスワード」は、株主様ご本人を認証するための重要な情報です。管理には十分ご注意ください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ④ 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑥ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。

#### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① パソコンをご利用される場合
- ① インターネットにアクセスできること。
  - ② 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
  - ③ インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。
  - ④ 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。
  - ⑤ ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。  
※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。  
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ② 携帯電話をご利用される場合
- ① 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
  - ② 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）  
※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

### 2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社「株式会社ICJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

#### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部

ウェブサポート専用ダイヤル ☎0120-707-743 9:00~21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、再開発事業やビル賃貸事業をはじめとする長期的な事業を安定的に展開し、企業価値を増大させるために必要となる内部留保の重要性を考慮しつつ、中長期的な連結配当性向の水準を30%程度とすることを目標に利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針、当期の業績および今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円（前期に比べ4円増配） 総額598,401,480円

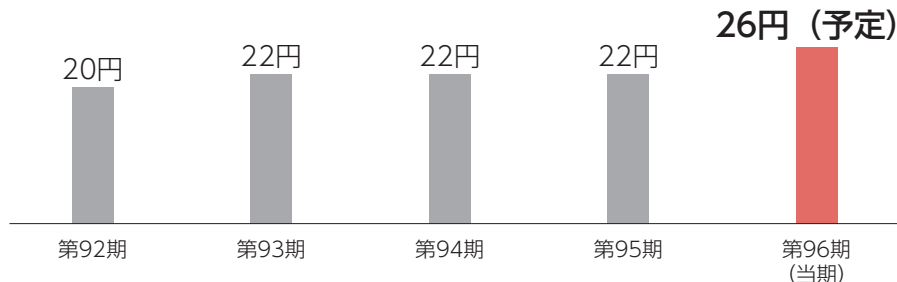
（注）当期の年間配当は、中間配当11円と合わせて1株につき金26円（前期に比べ4円増配）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日

### 【ご参考】

#### ■ 1株当たり配当金（年間）の推移



（注）平成24年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行いました。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり配当金を算定しております。

## 第2号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役藍澤基彌および齊田國太郎の両氏が任期満了となるため、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、当社では取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この指名委員会が取締役候補者を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名	略歴、地位および担当	所有する当 社株式の数
	あゐ ざわ もと や 藍 澤 基 彌 (昭和17年8月25日生)		昭和40年 4月 日本勧業証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 昭和48年11月 藍澤証券株式会社常務取締役 昭和54年12月 同社代表取締役社長 平成10年 6月 同社代表取締役会長 平成20年 6月 同社代表取締役会長兼社長 平成22年 6月 当社取締役（現任） 平成23年 6月 藍澤証券株式会社代表取締役社長（現任）	1株
	再任	社外	独立役員	
1			<p><b>【重要な兼職の状況】</b> 藍澤証券株式会社 代表取締役社長</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 藍澤基彌氏は、証券会社の代表取締役社長を務めており、経営者としての実績を有しております。証券・金融における深い知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に適切な提言・助言を行っており、当社の取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。</p> <p><b>【独立性について】</b> 当社が定める「独立役員の独立性判断基準」（9ページ参照）により、藍澤基彌氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を各証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。</p>	

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)  がな 名  さい だ く に た ろ う 齊 田 國 太 郎 (昭和18年5月4日生)  <b>再任</b> <b>社外</b>  <b>独立役員</b>	略歴、地位および担当	所有する当 社株式の数
		昭和44年4月 検事任官 平成13年11月 東京地方検察庁検事正 平成15年2月 高松高等検察庁検事長 平成16年6月 広島高等検察庁検事長 平成17年8月 大阪高等検察庁検事長 平成18年5月 退官 平成18年5月 弁護士登録・開業（現任） 平成19年6月 株式会社ニチレイ社外監査役（現任） 平成20年6月 住友大阪セメント株式会社社外取締役（現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） 平成26年3月 キヤノン株式会社社外取締役（現任）	0株
2		<p><b>【重要な兼職の状況】</b>                      株式会社ニチレイ 社外監査役                      住友大阪セメント株式会社 社外取締役                      キヤノン株式会社 社外取締役</p>	
		<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>                      齊田國太郎氏は、高松、広島、大阪の各高等検察庁検事長を務めた経歴を持ち、その後弁護士として企業法務に携わっております。これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界で培われた専門的な知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に適切な提言・助言を行っており、当社の取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。</p>	
		<p><b>【独立性について】</b>                      当社が定める「独立役員としての独立性判断基準」（9ページ参照）により、齊田國太郎氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害關係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を各証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。</p>	

- (注) 1. 藍澤基彌氏および齊田國太郎氏と当社との間に特別の利害關係はありません。  
 2. 藍澤基彌氏および齊田國太郎氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 藍澤基彌氏および齊田國太郎氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。  
 4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。  
 ① 当社は、藍澤基彌氏および齊田國太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、藍澤基彌氏および齊田國太郎氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。



なお、現在当社はすべての社外取締役と当該契約を締結しております。

- ② 齊田國太郎氏が社外取締役を兼任している住友大阪セメント株式会社において、平成22年3月期第1四半期から平成24年3月期第2四半期までの決算について不適切な会計処理が行われたことが判明したことにより、同社は平成24年2月10日付で有価証券報告書等の訂正報告書の提出および決算短信の訂正を行い、平成24年2月27日付で東京証券取引所に改善報告書の提出を行っております。同氏は、日頃よりコンプライアンスおよび内部統制の重要性等の観点から注意を喚起しておりました。本件においては、社内調査委員会の委員に就任し、積極的に調査にあたるとともに、再発防止策の提案について独立した立場から助言しました。また、是正措置、強化策等の再発防止策について、意見表明を行いました。

### 第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績および株主の皆様への配当金の状況等を総合的に勘案し、社外取締役を除く取締役4名に対して総額3,000万円の賞与を支給させていただきたく存じます。

なお、当社では取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この報酬委員会が取締役賞与総額支給案を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。

以 上

【ご参考】

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の2. に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

1. 社外役員の選任方針

社外役員の選任に当たっては、当人ととの間に人的関係、資本的關係、取引関係その他利害関係がないことが望ましいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視しています。

2. 社外役員の独立性基準

- (1) 当社の主要な取引先の業務執行者 ※注1、注2
- (2) 当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注3
- (3) 当社の主要な借入先の業務執行者 ※注4
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ※注5
- (5) 当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注6
- (6) 当社の主要株主の業務執行者 ※注7
- (7) 上記(1)～(6)に該当する者の近親者 ※注8
- (8) 上記(1)～(7)に過去3年間において該当していた者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。
4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社に行っている者をいう。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間1,000万円を超える額の支払いをいう。
6. 「多額の寄付」とは、年間1,000万円を超える額の寄付をいう。
7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。
8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の下落や中国経済の減速に伴う海外経済の動向等により輸出、生産面への影響を受けたものの、企業業績が改善する中で、設備投資に持ち直しの動きが見られることや、雇用、所得環境の改善を背景に個人消費は堅調に推移するなど、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

こうした中、不動産業界においては、商業地における全国平均の地価公示が8年ぶりにプラスに転換したほか、三大都市圏平均では商業地において、オフィス空室率の低下による収益性の向上や外国人観光客の増加等による店舗、ホテル需要の高まり等を背景とした高い不動産投資意欲により、地価の上昇は継続いたしました。不動産各分野の概況は次のとおりであります。

ビル賃貸事業分野においては、オフィス需要の拡大を背景に全国的に空室率は低下傾向にあり、空室率の低下に伴う品薄感から地方都市を含む多くのエリアで賃料水準の上昇が見られました。

不動産投資分野においては、積極的な物件取得姿勢は継続しており、物件取引価格は相対的に高水準で推移しておりました。また、不動産市況の改善や長期金利の低位安定等によってJ-REIT市場については堅調で、市場全体の時価総額は11兆円を超えました。

住宅事業分野においては、用地取得価格の上昇と東京オリンピック・パラリンピックを見越した工事需要の高まり等により建築費が上昇していることから、首都圏の販売価格は上昇傾向となりましたが、契約率は安定的に推移いたしました。

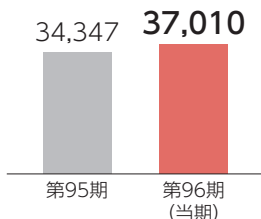
このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループ全体の状況は、次のとおりとなりました。

売上高は370億10百万円（前期比26億63百万円、7.8%増）、売上原価は246億50百万円（同29億29百万円、13.5%増）となり、販売費及び一般管理費は40億91百万円（同15百万円、0.4%増）となりました。

この結果、営業利益は82億67百万円（同2億81百万円、3.3%減）、経常利益は67億8百万円（同1億39百万円、2.1%増）となりました。また、固定資産売却益を特別利益として計上する一方、ポートフォリオ入替えに伴う固定資産売却損等の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は44億8百万円（同19億13百万円、76.7%増）となりました。

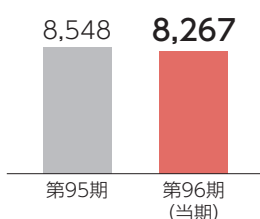
## 売上高

(単位：百万円)



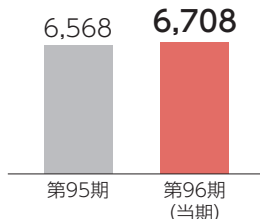
## 営業利益

(単位：百万円)



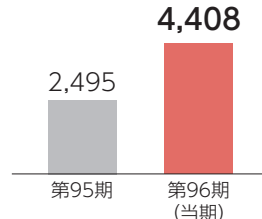
## 経常利益

(単位：百万円)



## 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



各事業の概要は、次のとおりであります。

## 賃貸事業

賃貸事業のうち、ビル賃貸事業においては、前期に取得した茅場町ブロードスクエア（東京都中央区）、浜町平和ビル（東京都中央区）、栄センタービル（名古屋市中区）および前期に竣工した丸善名古屋本店ビル（名古屋市中区）の賃貸収益貢献等があったものの、東京証券取引所ビル（東京都中央区）の賃貸料減額による影響等により、その収益は172億200万円（前期比8億1300万円、4.5%減）となりました。

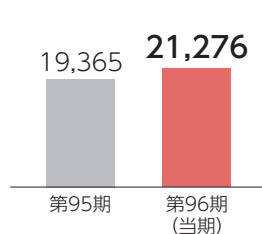
内訳としましては、証券取引所賃貸収益は30億100万円（同11億9800万円、28.5%減）、一般オフィス賃貸収益は108億600万円（同2億800万円、2.0%増）、商業施設賃貸収益は33億4900万円（同1億7600万円、5.6%増）となり、これに名古屋丸の内平和ビル（名古屋市中区）のビル売上高および土地賃貸収益等を加えた収益は、203億800万円（同20億1400万円、11.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の賃貸用ビルの空室率は、2.89%となりましたが、これは日本橋兜町再開発のための貸し止め部分を含んでおり、これを除くと1.75%であります。

さらに住宅賃貸事業における収益を含めた本事業の売上高は、212億7600万円（同19億1000万円、9.9%増）となりました。

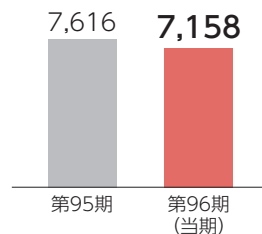
## 売上高

(単位：百万円)



## 【ご参考】営業利益

(単位：百万円)



## 不動産ソリューション事業

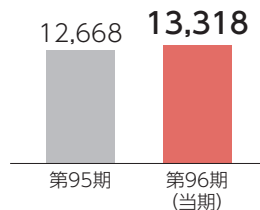
不動産ソリューション事業のうち、不動産開発収益は、たな卸資産の売却等により94億88百万円（前期比15億90百万円、20.1%増）、住宅開発収益は、「エアーズガーデン新浦安」（千葉県浦安市）33戸の売上を計上したものの、前期に完売した「フラージュ押上」（東京都墨田区）の販売の反動減等により15億29百万円（同13億35百万円、46.6%減）、マネジメントフィーは、12億56百万円（同18百万円、1.5%増）となりました。これに不動産仲介収益を加えました本事業の売上高は、133億18百万円（同6億50百万円、5.1%増）となりました。

## その他の事業

請負工事建物管理事業の収益は18億38百万円（前期比1億29百万円、7.6%増）、介護付有料老人ホーム事業の収益は3億99百万円（同17百万円、4.3%減）となり、その他収益を加えました本事業の売上高は24億15百万円（同1億2百万円、4.4%増）となりました。

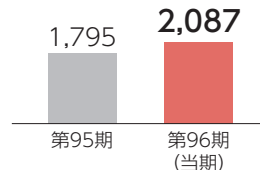
売上高

(単位：百万円)



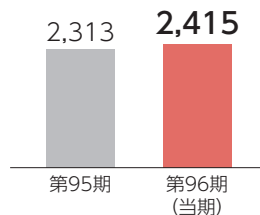
【ご参考】営業利益

(単位：百万円)



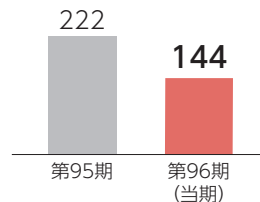
売上高

(単位：百万円)



【ご参考】営業利益

(単位：百万円)



## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、年初以降の国際的な金融市場の不安定な動きなどにより、昨年までの円安・株高基調は弱含みとなり、動向に注視することを要しますが、経済政策の効果等により、企業業績や雇用情勢は改善し、また輸出の持ち直しに支えられ、緩やかな景気回復基調が続くものと思われまます。また、不動産業界におきましては、ビル賃貸事業分野において、雇用増加によるオフィス需要の拡大を背景に空室率の低下傾向は継続し、賃料水準の緩やかな上昇が期待されます。

このような事業環境の中、当社は日本橋兜町再開発を起点として街づくりに貢献する会社に成長し、中長期的な成長の基盤の確立を目指すべく、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする「中長期経営計画over the “NEXT DECADE”」を策定し、以下の重点戦略に取り組んでおります。

### ① 日本橋兜町再活性化プロジェクト

当社の中核事業であるビル賃貸事業の資産拡大と収益力向上を目的として、日本橋兜町再活性化プロジェクトに取り組んでおります。平成27年6月に開催された東京圏国家戦略特別区域会議において、当社が推進している日本橋兜町・茅場町一丁目地区の2つのプロジェクト（兜町プロジェクト・茅場町プロジェクト）が東京圏国家戦略特別区域における都市再生プロジェクトに追加申請されました。東京国際金融センター構想に資する資産運用業者等の起業支援、投資家と企業の対話・交流支援機能の導入を実現するために、再開発を着実に実施し、街の活性化を図ることに努めてまいります。

### ② ビル賃貸事業のブラッシュアップ

賃貸事業資産の入替えによりポートフォリオの質と収益性の向上を追求するとともに、新規物件取得による資産拡大を推進することで、再開発の足腰となる収益基盤をより強固なものとしてまいります。

### ③ リートAM事業等フィービジネスの拡大

平和不動産リート投資法人のスポンサーとして、たな卸資産や開発物件の売却など平和不動産アセットマネジメント株式会社の受託資産の拡大と質の向上のサポートを通じて、グループ全体でのフィー収入獲得を目指してまいります。

### ④ 体制の強化と財務規律の維持

重点戦略の遂行に適した組織体制を構築するとともに、再開発を推進するに足りる財務体質とするため、財務規律の維持向上を図り、安定した資金調達基盤を構築してまいります。

また、重点戦略に加え、コーポレート・ガバナンスおよびリスク管理の充実、ならびにコンプライアンスの一層の強化に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

### (3) 設備投資の状況

物件の取得費等、総額154億61百万円の設備投資を行いました。

### (4) 資金調達の状況

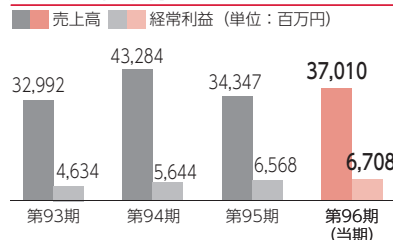
当社は、当連結会計年度におきまして無担保社債を発行し、総額92億円の資金調達を行いました。

### (5) 財産および損益の状況の推移

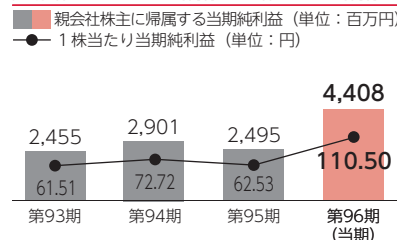
区 分	期 別			
	第93期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第94期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第95期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第96期 (当連結会計年度) 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売 上 高	32,992百万円	43,284百万円	34,347百万円	37,010百万円
経 常 利 益	4,634百万円	5,644百万円	6,568百万円	6,708百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,455百万円	2,901百万円	2,495百万円	4,408百万円
1株当たり当期純利益	61円51銭	72円72銭	62円53銭	110円50銭
総 資 産	313,096百万円	296,834百万円	297,736百万円	294,021百万円
純 資 産	84,002百万円	85,990百万円	92,298百万円	94,827百万円
1株当たり純資産	2,096円60銭	2,154円94銭	2,313円34銭	2,377円02銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算定しております。  
 2. 平成24年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行いました。第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 株式会社東京証券会館のみなし取得日を第93期末としているため、第93期においては貸借対照表のみを連結しております。  
 4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

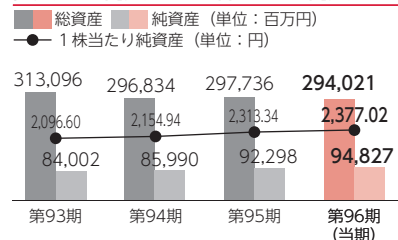
#### 売上高／経常利益



#### 親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益



#### 総資産／純資産／1株当たり純資産



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
平和サービス株式会社	134	100.0	建物設備保守管理および改修工事請負、保険代理店業務等
平和ヘルスケア株式会社	70	100.0	介護付有料老人ホームの運営等
ハウジングサービス株式会社	95	100.0	不動産の仲介等
平和不動産アセット マネジメント株式会社	295	100.0	平和不動産リート投資法人の資産運用
株式会社東京証券会館	100	100.0	不動産の所有および賃貸、ホール・会議室および飲食店の経営等
有限会社カリテス	3	—	匿名組合契約方式による不動産を信託財産とする信託受益権の取得、保有および管理等

(注) 平和ヘルスケア株式会社の株式は、平和サービス株式会社を通じての間接所有となっております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
賃貸事業	証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに運営等
不動産ソリューション事業	収益用不動産の開発、運用およびマネジメント、住宅の開発および販売ならびに不動産の仲介等
その他の事業	建物設備保守管理および改修工事請負、保険代理店業務ならびに介護付有料老人ホームの運営等



## (8) 主要な営業所

会社名	所在地
当 社	本店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌支店：札幌市中央区 大阪支店：大阪市中央区 福岡支店：福岡市中央区
平和サービス株式会社	本店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 大阪支店：大阪市中央区
平和ヘルスケア株式会社	千葉県我孫子市
ハウジングサービス株式会社	大阪市中央区
平和不動産アセット マネジメント株式会社	東京都中央区
株式会社東京証券会館	東京都中央区
有限会社カリテス	東京都中央区

## (9) 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
281名	±0名

- (注) 1. 使用人数は、就業者数であります。  
2. 当社の使用人(就業者)の状況は、次のとおりであります。

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99名	+2名	41.1才	14.0年

## (10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
	百万円
株式会社りそな銀行	19,296
株式会社七十七銀行	15,176
株式会社みずほ銀行	12,832
株式会社三井住友銀行	11,140
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,247

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 40,059,996株 (自己株式166,564株を含む。)  
 (3) 株 主 数 22,880名 (前期末比707名減)  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
三 菱 地 所 株 式 会 社	4,274	10.71
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	2,538	6.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,507	3.78
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,107	2.78
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	1,059	2.66
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	923	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	890	2.23
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	720	1.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	570	1.43
大 成 建 設 株 式 会 社	532	1.34

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (166,564株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	岩 熊 博 之	開発企画部管掌
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	早 川 孝	不動産営業部管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	山 田 和 雄	不動産ソリューション部管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	岩 崎 範 郎	企画総務部（総務）、財務部、法務室管掌
社 外 取 締 役	藍 澤 基 彌	藍澤証券株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	齊 田 國 太 郎	株式会社ニチレイ 社外監査役 住友大阪セメント株式会社 社外取締役 キャノン株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	高 木 茂	三菱地所株式会社 相談役 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外監査役 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	加 藤 尚 人	
常勤社外監査役	小 島 茂 夫	
社 外 監 査 役	佐々木 靖 忠	
社 外 監 査 役	椿 慎 美	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち藍澤基彌氏、齊田國太郎氏および高木茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち小島茂夫氏、佐々木靖忠氏および椿慎美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小島茂夫氏は、大阪証券取引所（現大阪取引所）における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐々木靖忠氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役椿慎美氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役藍澤基彌氏、取締役齊田國太郎氏、取締役高木茂氏、監査役小島茂夫氏、監査役佐々木靖忠氏および監査役椿慎美氏は、各証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 期中就任取締役 岩崎範郎氏（平成27年6月25日就任）
8. 期中就任監査役 加藤尚人氏（平成27年6月25日就任）
9. 期中退任取締役 吉野貞雄氏（平成27年6月25日任期満了）
10. 期中退任監査役 谷口昌巳氏（平成27年6月25日任期満了）

11. 執行役員は上記取締役執行役員（4名）のほか次の3名であり、その担当業務は以下のとおりであります。

執行役員 林 信一 不動産営業部、プロパティマネジメント部管掌 不動産営業部長

執行役員 水田廣樹 大阪支店長

執行役員 中尾友治 企画総務部（企画）、街づくり推進室、投資と成長が生まれる街づくり協議会事務局室管掌  
投資と成長が生まれる街づくり協議会事務局室長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8名	172百万円	内、社外3名 21百万円
監 査 役	5名	54百万円	内、社外3名 34百万円
合 計	13名	226百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第88回定時株主総会で、社外取締役を除く取締役については年額2億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、社外取締役については年額25百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第88回定時株主総会で、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、平成28年6月24日開催の第96回定時株主総会において決議予定の取締役賞与30百万円を含んでおります。
4. 上記の員数には、平成27年6月25日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
5. 当社は、平成20年6月26日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会后、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し9百万円、監査役1名に対し3百万円の退職慰労金を支給しております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	藍澤基彌	藍澤證券株式会社	取締役藍澤基彌氏は、藍澤證券株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間でお互いの株式を保有しております。
社外取締役	齊田國太郎	株式会社ニチレイ	特別な関係はありません。
		住友大阪セメント株式会社	特別な関係はありません。
		キャノン株式会社	特別な関係はありません。
社外取締役	高木茂	三菱地所株式会社	取締役高木茂氏は、三菱地所株式会社の相談役を兼任しており、当社は同社との間でお互いの株式を保有しております。同社は、当社発行済株式の総数の10.67%を保有しており、当社とは資本業務提携契約を締結しております。
		三菱UFJ信託銀行株式会社	特別な関係はありません。
		日本空港ビルデング株式会社	特別な関係はありません。
社外監査役	椿 慎美	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
社外取締役	藍 澤 基 彌	11回中11回 (100%)	—	企業経営者としての経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
社外取締役	齊 田 國 太 郎	11回中11回 (100%)	—	法曹界で培われた専門的な知識、経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
社外取締役	高 木 茂	11回中11回 (100%)	—	不動産業界における豊富な経験を活かし、客観的な視点から取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
社外監査役	小 島 茂 夫	11回中11回 (100%)	7回中7回 (100%)	監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、これまでの企業での取締役の経験を活かし、取締役会の意思決定過程の適正性および妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。
社外監査役	佐 々 木 靖 忠	11回中11回 (100%)	7回中7回 (100%)	監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、これまでの日本銀行や民間企業で歴任した業務の経験を活かし、取締役会の意思決定過程の適正性および妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。
社外監査役	椿 慎 美	11回中11回 (100%)	7回中7回 (100%)	監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、公認会計士としての専門的な知識、経験を活かし、取締役会の意思決定過程の適正性および妥当性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額  
29百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、関係部署および会計監査人から必要とする資料を入手し、または報告を受け、監査計画の内容、前年の監査実績、監査報酬の推移および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、専門性および職務遂行状況等を確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

#### ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、独立役員である社外取締役および社外監査役を選任し、取締役会の経営・監督機能、監査役の監督機能の強化を図る。
- イ. 当社は、「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員および職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
- ウ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段としてコンプライアンス・ホットラインを設け、その早期発見と適切な対応を行う。
- エ. 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録やりん議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄取扱基準」等に基づき、適切に保存・管理する。

取締役および監査役は、常時これらを閲覧することができる。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、「リスク管理規程」を定めるとともに、当該規程において「リスク管理委員会」を設置し、対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。



イ。「リスク管理委員会」は、所管する事項について、必要に応じて取締役会および監査役会へ報告する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。

イ. 当社は、担当役員制ならびに「取締役会規則」「執行役員会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限および意思決定方法により、取締役の職務執行が効率的に遂行されるように努める。

ウ. 年度事業計画等の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進する。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、当社およびその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。

イ. 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導およびモニタリングその他の経営管理、財務運営および連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備および運用ならびに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。

ウ. 当社は、当社が定める「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を当社グループに対しても適用し、当社グループの役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。

エ. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、当社が定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおいて対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。

オ. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に関する重要事項については、原則として事前に報告することを義務付ける。

- カ. 当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
  - キ. 当社は、グループ連結経営に関する事項について報告または協議を行うことを目的として、関係会社経営会議や関係会社事務連絡会を設け、事業の方針および経営情報等を共有するとともに、子会社に関する重要事項については、取締役会に報告する。
  - ク. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置し、当社グループを横断する協力体制を整えるよう努める。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社は、監査役室を設置し、監査役が行う監査に関する事項および当該職務を補助する使用人を配置する。
  - イ. 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
  - ウ. 当該使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、また、その評定については監査役の意見を十分に尊重する。
- ⑦ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、取締役会や執行役員会等の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求める。また、監査役は、定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人と協議の場を持つ。
- イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行う。
- ウ. 当社は、関係会社経営会議または関係会社事務連絡会において報告された子会社に関する内容、子会社に対する内部監査の結果およびコンプライアンス・ホットラインによる通報内容の重要事項を、監査役に報告する。
- エ. 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

### ① コンプライアンス体制に関する取組み

当社グループ役職員が遵守すべき基本的な行動基準を定めた「平和不動産グループ行動規範」を制定し、当社グループ役職員に対して法令等を遵守することの徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修を行っております。

内部通報制度を当社グループに導入し、当社グループの役職員が利用可能なコンプライアンス・ホットラインとして運用しております。

また、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づく対応マニュアル等の制定や、取引先等について事前に調査を行うなど毅然とした態度で組織的に対処し、一切の関係を遮断する体制としております。

### ② リスク管理体制に関する取組み

「リスク管理規程」を子会社にも適用する改正を行い、当社グループとしてのリスク管理体制の整備を行っております。

また、リスク管理委員会を定期的に開催し、不動産業界を取り巻くさまざまな環境の変化ならびに各部署および子会社において顕在化したリスクの把握と、課題・対応策について審議を行っております。

「事業継続計画（BCP）」およびこれに基づく対応マニュアルを作成することにより、緊急時ににおける企業危機のリスク軽減に努めております。

### ③ 効率的業務執行体制に関する取組み

執行役員制度を導入し、業務執行の機動性と意思決定の迅速化を図っております。

執行役員会は、取締役会付議事項の事前審議および業務執行に関する重要事項の協議を行っております。

また、機動的な業務執行の観点から、「取締役会規則」、「執行役員会規則」および「事務分掌規程」に定められた権限・責任等に基づき効率的かつ迅速な業務執行に努めております。

### ④ 企業集団体制に関する取組み

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の範囲と業務所管部を明確化するとともに、子会社から当社への報告体制を整備しております。

子会社とは定期的に「関係会社経営会議」を開催し、子会社の事業計画の進捗を確認するとともに、「関係会社事務連絡会」を開催し、当社グループにおける内部統制システムの整備状況の確認および事務連絡等を実施しております。

また、子会社に兼務役員を派遣し、当該子会社の職務執行の監督または監査を行うことにより、子会社の管理を実施しております。

### ⑤ 監査役監査体制に関する取組み

監査役を補助する使用人を1名配置し、当該使用人の取締役からの独立性を確保するためその評定にあたっては監査役の意見を十分に尊重して決定しております。

監査役は取締役会等の重要会議に出席し、審議内容については必要に応じて説明を求めているほか、代表取締役社長との間で意見交換会を開催し状況の把握に努めております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成27年6月25日開催の第95回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続して採用することについてご承認いただいております。その概要は、次のとおりです。

#### ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して向上していく者でなければならないと考えます。

また、当社は、当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等を検討し、または取締役会が代替案を提案するための時間や情報を十分に提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものもあります。

当社は、昭和22年から証券・金融の街でビル賃貸事業を展開してまいりました。この結果、当社は、地元企業を始め自治体など地域社会との信頼関係を構築、地域社会発展への協力を期待され、これに応えてまいりました。また、その過程では、ビル賃貸を通じてテナントと、ビル運営を通じてビル管理会社などの取引先企業との信頼関係を構築し、さらにビル賃貸事業のノウハウを蓄積してまいりました。当社がこの姿勢を変えることなく継続することで今後の成長が導かれるのであります。

現在進めております日本橋兜町再開発は、まさにこうした取り組みを指向する事業であります。東京に国際金融センターを設けるとの行政の構想に沿い、我が国の金融マーケットの中核的機能を果たす東京証券取引所の所在する日本橋兜町を再開発し、再活性化に向けた街づくりをするこ

と、これを揺るぎなく実行することで利益を伸ばし、開発力と提案力を備えた次世代の平和不動産を創り上げます。さらにその実現は、社会にも貢献いたします。

株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を中長期的に継続して向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されます。

したがって、当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア. 当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保への取り組み

### ａ. 経営理念および企業価値の源泉

当社は、東京、大阪、名古屋などの証券取引所ビルのオーナー企業として設立され、その所在する都市を中心にビル賃貸事業を営んでまいりました。その後、住宅開発事業などにも進出、「安心で心地良いオフィスと住まいの空間を提供し、人と街に貢献する。」という経営理念の下、業容の拡大も図ってまいりました。

しかし、当社の中核事業がビル賃貸事業であることに変わりはなく、新たなビルの取得または開発、その後の運営マネジメントにより事業の成長を図っております。開発には時間を要し、開発後のビルの運営、管理はさらに長期にわたる事業ですが、これらの着実な積み重ねが現在の当社の資産を築き上げてきたのであり、今後もこうした取り組みを継続していくことでさらに当社は成長してまいります。

幸いにも当社には、創立以来、長年にわたり、それぞれの地域で証券取引所ビルオーナーとして事業展開してきたことにより、テナント、取引先、地域社会との信頼関係が厚く、賃貸ビルは高稼働を維持し、また、再開発などのための情報や協力も得ることができました。さらに大阪や名古屋での開発実績が仙台や札幌への進出を可能とし、REIT事業に進出して利益を着実に生み出せておりますのも、こうした信頼とビル賃貸事業の経験やノウハウがあるからこそであります。そしてこれらが当社の企業価値の源泉であります。

b. 中長期経営計画～企業価値ひいては株主共同の利益に資する取り組み～

当社は、ビル賃貸事業の拡大という課題に対するアクションプランとして、「中長期経営計画 over the“NEXT DECADE”」を平成26年4月に策定、これからの10年、街づくりに貢献する会社という次のステージを目指すこととしました。

この中では、これまでの大阪証券取引所ビルや名古屋証券取引所ビルの建替事業等を通じて、街の再活性化に一定の役割を果たしてきた経験を活かし、東京証券取引所ビルのある日本橋兜町再開発を行うとしています。

日本橋兜町は、日本を代表する「証券の街」として発展してきましたが、情報通信の発達等社会環境の変化に伴い、株券売買立会場の閉鎖や証券会社の移転が進み、来街者が減少してきました。

しかし、この地区は、交通の便に優れ、東京駅や羽田・成田両国際空港へのアクセスも良好で、街としてのポテンシャルは非常に高く、再開発により収益力の高いオフィス賃貸事業の展開が可能であると考えております。

この再開発は長期にわたる事業ですが、これにチャレンジし、収益を伸ばすことにより当社の企業価値を高められます。

また、当社は、日本橋兜町再開発を起点として、街づくりに貢献する会社に成長し、中長期的な成長の基盤の確立を目指します。そしてその達成のため、次の4点に注力いたします。

(i) 日本橋兜町再活性化プロジェクト

単なる建て替えではなく、街としての魅力、賑わいを高めなければ付加価値は生まれなないものと考えております。創業以来日本橋兜町に軸足を置いてきた当社は、「日本橋兜町街づくりビジョン」を策定し、兜町らしい街づくりの提案と活動を地域の方たちとともに行います。その上で5年後を目途に第1期プロジェクトの竣工を目指します。

(ii) ビル賃貸事業のブラッシュアップ

賃貸事業資産の収益力を高めるため、収益性の低いビルを売却する一方、収益性の高いビルを取得または新築し、保有賃貸事業用資産の入替えを行います。また、新たな賃貸事業資産の厳選取得を推進し、再開発推進の足腰となるビル賃貸事業の収益基盤をより強固なものとしします。

### (iii) リートのアセットマネジメント事業等、フィービジネスの拡大

平和不動産リート投資法人のスポンサーとして、平和不動産アセットマネジメントの受託資産の拡大と質の向上をサポートするなど、フィービジネスによる収益の拡大を図ります。

### (iv) 体制の強化と財務規律の維持

中長期経営計画を着実に推進するため、機動的に組織体制を整えてまいります。具体的には、日本橋兜町再活性化プロジェクトにおいては専任部署を新設いたしました。また、中長期にわたる再開発事業を進めるには財務体質が健全であることが必要であり、D/Eレシオを重視して、財務規律を維持してまいります。

## イ. コーポレート・ガバナンス体制の整備のための取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、株主を始めとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。

また、取締役は7名のうち3名が社外取締役、監査役は4名のうち3名が社外監査役であり、その社外取締役および社外監査役の全員を証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

さらに当社は監査役会設置会社ではありますが、社外取締役が過半数を占める報酬委員会を独自に設け、役員報酬等の決定プロセスの客観性、適正性を高めております。

なお、今後も引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の整備に鋭意取り組んでまいります。

当社は、以上のように、企業価値の源泉から生まれる強みを生かしながら諸施策を実行し、中長期経営計画を実現し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上を図ってまいります。



- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

ア. 本プランの目的

本プランは、上記の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。

当社取締役会は、①当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、②当社株主の皆様のために大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、③当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けを抑止すること、以上を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、平成27年6月25日開催の第95回定時株主総会においてご承認いただいた上で、本プランを継続して採用することを決定いたしました。

本プランの継続にあたりましては、関係諸法令、裁判例、金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛策に関する指針」といいます。）および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（以下「買収防衛策の在り方」といいます。）の内容に配慮しております。

イ. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする大量買付者に対し、上記の目的を実現するために定めた買付プロセスに従うことを求めています。

当社は、①大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、または②大量買付者が行う買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告により対抗措置の発動の可否につき株主意思確認総会を招集することがあります。

上記の本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当としております。

#### ④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

##### ア. 基本方針の実現に資する取り組みについて

上記の各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

##### イ. 本プランの合理性

###### a. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを当社の株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社の株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

###### b. 当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### (i) 「買収防衛策に関する指針」 および 「買収防衛策の在り方」 に沿っていること

本プランは、「買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、「買収防衛策の在り方」の内容に配慮しております。

(ii)株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主総会において、当社の株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。加えて対抗措置の発動につき株主意思確認総会を開催し株主の皆様のご意思を確認する場合があります。

また、本プランは有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランは廃止されることとなります。

その意味で、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(iii)合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、我が国における裁判例の分析や上記「買収防衛策に関する指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を分析した上で設定されたものであります。

(iv)独立委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、独立委員会を別途設置しております。

独立委員会は、かかる独立委員会設置の目的に鑑み、当社取締役会から独立した者で構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動、あるいは発動の変更または中止を最終的に決定します。

### (v)デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>33,008</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>59,658</b>
現金及び預金	10,983	支払手形及び営業未払金	2,451
営業未収入金	1,213	1年内償還予定の社債	10,686
有価証券	4,503	短期借入金	8,000
販売用不動産	13,679	1年内返済予定の長期借入金	35,370
仕掛販売用不動産	1,693	未払法人税等	266
その他のたな卸資産	2	未払消費税等	776
営業出資	270	役員賞与引当金	48
繰延税金資産	311	賞与引当金	194
その他	352	その他	1,862
貸倒引当金	△2	<b>固 定 負 債</b>	<b>139,536</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>260,584</b>	社 債	21,847
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>215,616</b>	長 期 借 入 金	84,328
建物及び構築物	78,437	長期預り敷金保証金	20,342
機械装置及び運搬具	485	繰延税金負債	4,621
工具、器具及び備品	306	再評価に係る繰延税金負債	7,674
土地	136,386	長期未払金	50
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,820</b>	退職給付に係る負債	398
借地権	9,778	資産除去債務	265
その他	41	その他	7
<b>投資その他の資産</b>	<b>35,147</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>199,194</b>
投資有価証券	30,861	(純資産の部)	
従業員長期貸付金	4	<b>株 主 資 本</b>	<b>67,349</b>
繰延税金資産	197	資 本 金	21,492
その他	4,095	資 本 剰 余 金	19,720
貸倒引当金	△11	利 益 剰 余 金	26,548
<b>繰 延 資 産</b>	<b>428</b>	自 己 株 式	△411
社債発行費	428	その他の包括利益累計額	27,477
<b>資 産 合 計</b>	<b>294,021</b>	その他有価証券評価差額金	10,455
		土地再評価差額金	17,021
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>94,827</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>294,021</b>

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		37,010
売上原価		24,650
売上総利益		12,359
販売費及び一般管理費		4,091
営業利益		8,267
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	345	
雑収	20	366
営業外費用		
支払利息	1,473	
社債利息	252	
社債発行費償却	75	
雑損	123	1,925
経常利益		6,708
特別利益		
固定資産売却益	384	384
特別損失		
固定資産売却損	469	
固定資産除却損	189	
その他の	2	661
税金等調整前当期純利益		6,431
法人税、住民税及び事業税	719	
法人税等調整額	1,303	2,023
当期純利益		4,408
親会社株主に帰属する当期純利益		4,408

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,366</b>	<b>流動負債</b>	<b>60,370</b>
現金及び預金	8,110	営業未払金	1,970
営業未収入金	514	1年内償還予定の社債	10,686
有価証券	4,503	短期借入金	9,870
販売用不動産	12,686	1年内返済予定の長期借入金	35,370
仕掛販売用不動産	1,693	未払金	24
営業出資	270	未払費用	118
前払費用	52	未払法人税等	20
繰延税金資産	262	未払消費税	706
短期貸付金	43	前受り金	1,123
短収入金	148	預り金	332
立替入金	77	役員賞与引当金	30
仮払引当金	7	賞与引当金	117
貸倒引当金	△2	<b>固定負債</b>	<b>136,847</b>
<b>固定資産</b>	<b>258,810</b>	社債	21,847
<b>有形固定資産</b>	<b>205,254</b>	長期借入金	84,328
建物	75,283	長期預り敷金保証金	19,516
構築物	316	繰延税金負債	3,013
機械及び装置	475	再評価に係る繰延税金負債	7,674
車両運搬具	0	長期未払金	42
工具、器具及び備品	274	退職給付引当金	182
土地	128,903	資産除去債務	242
<b>無形固定資産</b>	<b>9,804</b>	<b>負債合計</b>	<b>197,217</b>
借地権	9,778	<b>(純資産の部)</b>	
商標権	0	<b>株主資本</b>	<b>63,089</b>
ソフトウェア	9	資本金	21,492
電話加入権	9	資本剰余金	19,720
施設利用権	5	資本準備金	19,720
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,752</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>22,288</b>
投資有価証券	26,160	利益準備金	1,453
関係会社株式	9,935	その他利益剰余金	20,834
その他の関係会社有価証券	3,690	固定資産圧縮積立金	1,991
出資	21	特別償却準備金	61
従業員に対する長期貸付金	3	研究開発積立金	30
長期前払費用	370	別途積立金	10,115
差入保証金	3,492	繰越利益剰余金	8,637
保険積立金	91	<b>自己株式</b>	<b>△411</b>
貸倒引当金	△11	評価・換算差額等	27,299
<b>繰延資産</b>	<b>428</b>	その他有価証券評価差額金	10,277
社債発行費	428	<b>土地再評価差額金</b>	<b>17,021</b>
<b>資産合計</b>	<b>287,606</b>	<b>純資産合計</b>	<b>90,388</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>287,606</b>

## 損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
賃 貸 事 業 収 益	19,894	
不動産ソリューション事業収益	11,503	<b>31,397</b>
売 上 原 価		
賃 貸 事 業 原 価	12,663	
不動産ソリューション事業原価	9,519	22,183
売 上 総 利 益		<b>9,214</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,236
営 業 利 益		<b>6,977</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	747	
雑 収 入	19	766
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,482	
社 債 利 息	252	
社 債 発 行 費 償 却	75	
雑 損 失	123	1,934
経 常 利 益		<b>5,810</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	384	384
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	470	
固 定 資 産 除 却 損	202	
そ の 他	2	675
税 引 前 当 期 純 利 益		<b>5,519</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	339	
法 人 税 等 調 整 額	1,454	1,793
当 期 純 利 益		<b>3,725</b>



## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

平和不動産株式会社  
取締役会 御中

## 東陽監査法人

指定社員 公認会計士 小林 伸行 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村本 泰雄 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 南泉 充秀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和不動産株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

平和不動産株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 小林 伸行 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村本 泰雄 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 南泉 充秀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和不動産株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が兼務している子会社監査役の監査を通じて得た情報に基づき、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損

益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

平和不動産株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤 尚 人 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	小島 茂 夫 ㊟
社外監査役	佐々木 靖 忠 ㊟
社外監査役	椿 慎 美 ㊟

以 上

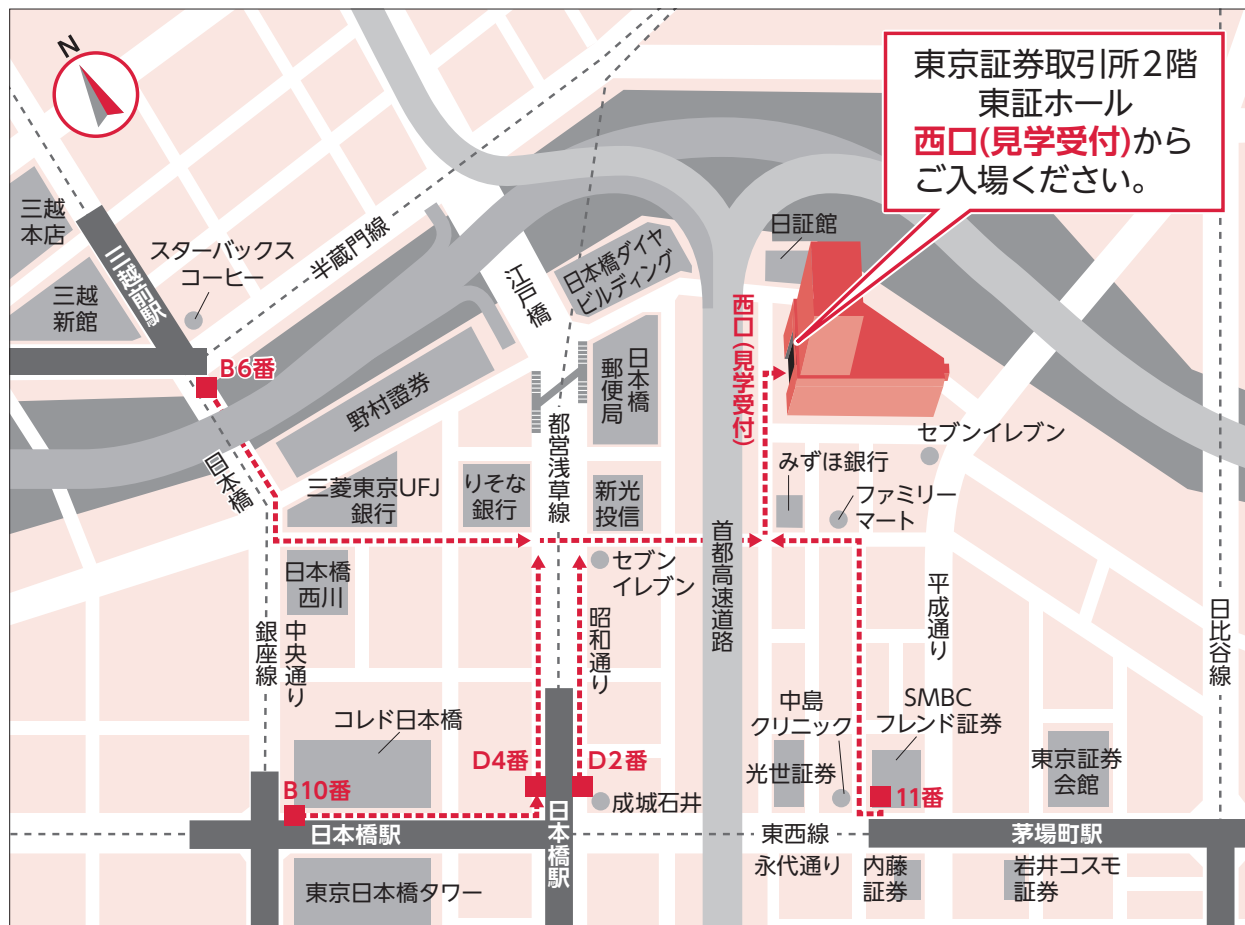
## メモ

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 21 lines.



# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都中央区日本橋兜町2番1号 **東京証券取引所 2階 東証ホール**



## 交通のご案内

東京メトロ 日比谷線・東西線  
 東京メトロ 銀座線・東西線  
 都営地下鉄 浅草線  
 東京メトロ 半蔵門線・銀座線

**「茅場町」** 駅  
**「日本橋」** 駅  
**「日本橋」** 駅  
**「三越前」** 駅

<b>11番出口</b>	徒歩 5分
<b>B10番出口</b>	徒歩 6分
<b>D2・D4番出口</b>	徒歩 5分
<b>B6番出口</b>	徒歩 7分

## ご入場にあたって

入口警備員に本招集ご通知もしくは議決権行使書をご提示ください。  
 (ご提示いただけない場合は、ご入場いただけません)  
 警備員による金属探知機の検査がございます。

